

(b) 拾分間遅るる時は減給二時間

(c) 拾五分間なる時は三時間減給

右全部撤廢のこと。

(三) 解雇せられたる左記数名の職工を復職せしむること。

吉田芳松、新野長太郎、竹田松之助、坂本渡。

(四) 鑄物は従来拾巻寺(廿二日の工賃)の所、今回鐵道者

より該仕事事も當合会社に於て請負いたる結果、巻巻價
下げすること。に反對すること。

(備考) 会社側の申分によると鐵道者より一月間はつき

参内安の請負員のこと。

尚右は少數意見として値下賛成者もあつた。併し

二十二日(前日)支部發会式を舉行した計りであるのに

今日此の要求は入れられぬではなかつたかの多數者の意見

見勝つを占めた結果、前記職首者四名が代表して会社
側の要求を拒絶した。

(五) 仕上職工は従来「バイト」を自分持であつたのを会社持にすること。

(六) 請負工賃報告が従来不明であつて、只紙切れに金高だけを
紹介し報告したのを明瞭に報告すること。

右條件を携へて八名の職工廿九日の朝、社長牧本豊之進
の自宅を訪問す(牧本氏丁寧に取り扱ふ)

牧本氏曰く、

諸君は個人としての訪問でありませうか、それとも一般を代表して
来られたのでありますか。